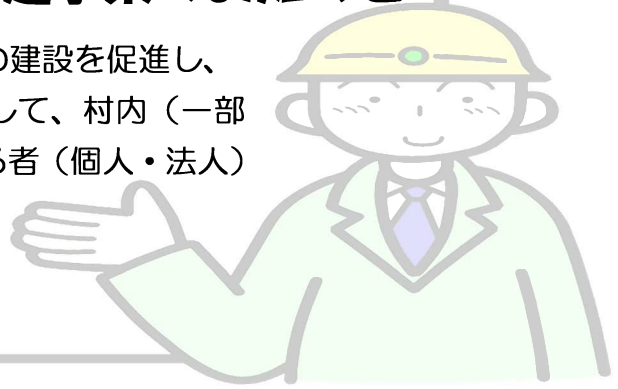


# 民間賃貸共同住宅建設促進事業のお知らせ

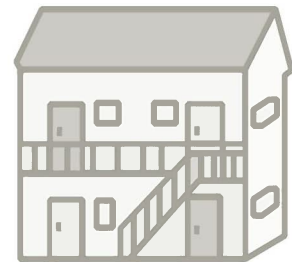
民間活用による良質な賃貸共同住宅の建設を促進し、村内への定住促進を図ることを目的として、村内（一部の地区）で民間賃貸共同住宅を新築する者（個人・法人）に対して、建設費の一部を補助する「民間賃貸共同住宅建設促進事業」を、平成 28 年度実施します。



## 【 事業概要について 】

- 施設の種類  
民間賃貸共同住宅及びその附帯施設
- 補助対象者  
村内に民間賃貸共同住宅を新築し、その所有者となる個人又は法人。
- 補助対象となる共同住宅  
新築で 1 棟 2 戸以上とする。ただし、12 戸までを限度とする。
- 補助金の額  
補助金は、1 戸当り 300 万円を限度とする。
- 事業者選定  
「公募型プロポーザル方式」を採用し、優れた提案を行った応募者を選定する。
- 事業方法  
選定された民間事業者が設計・整備した共同住宅の完成後、事業者に対し、共同住宅の整備費の一部を事業者からの申請により補助する。
- 事業者の業務範囲  
事業者が行う主な業務は次のとおりである。
  - ①共同住宅の整備
  - ②共同住宅の維持管理に係る業務  
共同住宅及びその附帯施設の修繕並びに法定点検等の維持管理
  - ③その他の業務  
村の補助申請手続き等の資料の提供
- 事業スケジュール（予定）
 

平成 28 年 4 月	事業者の募集
平成 28 年 5 月	提案書受付
平成 28 年 6 月	事業者の審査・選定・通知
平成 28 年 7 月	工事着手
平成 29 年 1 月	工事完成
平成 29 年 2 月	事業完了、補助金事務検査
平成 29 年 3 月	入居者の選考・決定



その他不明な点については、役場建設課（4 月 1 日以降は農林建設課）にお問い合わせください。電話 46-3131（代）